こども緊急サポートふくしま会則

（名称）

第１条　当会は、病児・緊急対応強化事業（基本プラン）と、緊急サポート独自事業(独自プラン)と、企業・団体向けプランで構成される NPO 法人こども緊急サポートふくしま（以下、緊急サポート）という。

（目的）

第２条　当会は、子育て支援を希望する子育て家族(以下、利用会員)と、病児・病後児等の育児の援助を行いたい看護師・保育士等の有資格者等(以下、スタッフ会員)を組織化し、会員同士が子育て支援に関する相互援助活動を行うことにより、利用会員が安心して育児しながら働き続けることが出来る環境の整備を図り、労働者の失業予防、雇用の安定を図るとともに、児童の健全な育成および資質の向上に寄与することを目的とする。

（事務所所在地）

第３条　当会は、こども緊急サポートふくしまに事務局を置く。

（当会の事業）

第４条　当会は、次の事業を行う。

（１）　利用会員拡大のため県内市町村及び企業等に周知広報する。

（２）　看護師、保育士、保健師等の有資格者や深夜宿泊等の緊急対応可能な者をスタッフ会員として登録できるよう開拓、確保を行う。

（３）　利用会員及びスタッフ会員(以下、者あわせて「会員」と総称する)の募集、登録その他の会員組織に関する事業を行う。

（４）　利用会員とスタッフ会員のマッチングを行う。

（５）　関係機関等による情報交換、連携を図るためのネットワーク会議を開催する。

（６）　スタッフ会員に、適切なサポート技能の確保のための研修会を実施する。

（７）　その他本会の目的を達成するために必要な労働者の雇用の安定に資する事業を行う。

（８）　会員間の交流に関する業務も行う。

（アドバイザー・コーディネーター）

第５条　当会は前条の業務を行うため、アドバイザー及びコーディネーターを置く。

２　アドバイザーは、当会の事業の統括を行い、コーディネーターは主として利用会員・スタッフ会員のマッチング等を行う。アドバイザー及びコーディネーターは、具体的には、以下の事業を協力して行う。

（１）　当会の事業内容の周知

（２）　会員の募集、登録

（３）　会員の管理

（４）　利用会員とスタッフ会員のマッチング

（５）　利用会員とスタッフ会員のトラブルへの助言

（６）　関係機関等による情報交換、連携を図るためのネットワーク会議の開催

（７）　適切なサポート技能の確保のための研修会の実施

（８）　会員の障害保険等の加入手続きに関する事

（保険）

第６条　第６条　本会は、緊急サポート事業補償保険に一括して加入するものとする。

（会員）

第７条　会員は、当会の趣旨を理解し、病児・病後児等の育児の援助を受けたい者、病児・病後児等の育児の援助を行いたい者であって、当会の承認を得たものとする。

２　会員は相互に援助活動を行う。

３　会員は、相互援助活動により知り得た他人家庭の事情等については、プライバシーを侵害し、秘密を漏らしてはならない。

４　会員は相互援助活動を通じて物品の販売、斡旋、宗教・政治活動を行ってはならない。

５　会員は近隣市町村等の方も対象となります

（入会）

第８条　こども緊急サポートふくしま会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、本会の承認を受けなければならない。

２　本会は、前項の証人を受けた会員に対し会員証を発行する。

（研修）
第９条　　スタッフ会員は、当会が実施する研修を受講しなければならない。
（相互援助活動の内容）
第１０条　会員が相互援助活動として行う援助は、本会の目的を達成するための援助とその援助がスムーズに行われるための付帯的な援助とし、次の（１）～（９）の援助活動とする。（１）～（３）の援助活動をスムーズに行うためには、子供が病気ではない通常の状態を知っておくことや、日頃から子どもと親しくなっている必要がある。そのため（４）～（９）の援助を付帯的な援助とする。ただし、当該援助活動地域にファミリー・サポート・センターがある場合は、相互に連携を図るものとする。
（１）　病児・病後児の預かり
（２）　保育所等から病気の呼び出しなど緊急度の高い保育所等への迎えや預かり
（３）　急な残業、出張等の際の宿泊を伴う預かり
（４）　保育所等の預かり及び送り
（５）　保育所等の迎え及び帰宅後の預かり
（６）　放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり
（７）　保育所、学童等休み時の預かり
（８）　保育所等入所前の預かり
（９）　その他（１）～（３）の活動をスムーズに行うための育児に関しての必要な援助
（相互援助活動の実施方法）
第１１条　利用会員は、援助を必要とする場合には、コーディネーターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。
２　利用会員から援助の申込みを受けたコーディネーターは、援助の内容、日時等を詳細に確認し、申込み内容にふさわしいと認められるスタッフ会員に連絡する。
３　利用会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
４　前条（１）の病児・病後児の預かり依頼に対しての援助は、利用会員は、受診のうえ病児依頼連絡表兼投薬依頼書をスタッフ会員に提出するものとする。スタッフ会員は、援助実施後病児保育の報告書を利用会員に提出するものとする。
５　子どもの急な発熱で、医療機関を受診していない場合の預かりは、子どもを受診させるための委任状をスタッフ会員は利用会員から受けとり、利用会員の指示する病院を受診させる。スタッフ会員は、診療情報提供書、又は診断結果報告書に沿って援助活動を行い、援助実施後、病児保育の報告を添えて利用会員へ提出するものとする。
６　前項（２）の保育所等からの呼び出しで保育所等へ迎えの依頼に対しての援助は、スタッフ会員はあらかじめ利用会員から預かっていた委任状を持って保育所等へ迎えに行き、当該子どもを病院へ連れて行くものとする。病院は、利用会員の指定する病院とし、スタッフ会員は、利用会員からあらかじめ預かっていた委任状を持って利用会員の指定する病院へ行くものとする。スタッフ会員は診療情報提供書、又は診断結果報告書に沿って援助活動を行い、援助実施後、病時保育の報告を添えて利用会員へ提出するものとする。
７　前条（３）～（９）の援助は、スタッフ会員は援助実施後、援助活動の報告を添えて利用会員へ提出するものとする。
８　会員は、前項の活動記録を１ヶ月に１回（又は１週間に１回）コーディネーターに報告するものとする。
（報酬）
第１２条　援助を受けた利用会員は、サービスを提供したスタッフ会員に対し、援助終了後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。
（退会）
第１３条　会員が脱退しようとするときは、その旨を本会に届けなければならない。
２　会員は、退会に際して、第８条により発行された会員証を返還するものとする。
３　会員が本会則に違反した場合あるいは会員として適格性を欠くと本会が認めたときは、退会させることができるものとする。
４　退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の情報等は、他人に漏らしてはならない。
附則
（施行期日）
第１条　本会則は、令和２年４月１日から施行する。